

令和4年度都市ガス調達事業 参考資料 「令和3年度都市ガス調達事業 質疑回答抜粋」

	質疑（要旨）	回答
1	契約書案について、検針業務、料金業務等を第三者に委託することは可能か。	提示の業務は、一部業務に該当するものとして、あらかじめ書類による承諾を得た場合は可能である。
2	契約、料金請求等について、代表取締役から委任を受けた者による対応は可能か。	本市への入札参加資格登録、または本件に関する委任状により、受任者での契約、料金請求等は可とする。
3	落札後、契約書、仕様書、弊社の供給条件を合綴できるか。	可とする。